

令和2年7月10日

各加盟団体各位

公益財団法人 広島県体育協会

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県
の対処方針」の一部改正について

平素より本会諸事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正した旨の通知がありました。

つきましては、各加盟団体におかれましては、このことについて、関係者の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

令和2年7月10日

公益財団法人広島県体育協会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

広島県知事 湯崎 英彦

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための
広島県の対処方針」の一部改正について（通知）

本県では、外出自粛や休業の協力依頼の解除以降も「新しい働き方様式」等を活用しつつ、感染防止対策に取り組んでいるところです。

こうした中、県においては感染状況等を踏まえ、別紙のとおり、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正しました。

ついては、この内容につき、貴協会の構成員や関係者の皆様に周知してください。

担 当 地域政策局スポーツ推進課

電 話 082-513-2641（ダイヤルイン）

（担当者 林，藤井）

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

令和2年7月9日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部では、令和2年7月9日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり改正しました。

この対処方針に基づき、引き続き、感染拡大の防止を図ります。

1 改正の概要

(1) イベントの開催条件について【令和2年7月31日まで。8月1日以降は後日改正】

ア 人数上限について

イベントの開催条件の一つとして、これまで1,000人以下としていた人数上限について、国の対処方針も踏まえ、5,000人以下としました。

人数上限を緩和しますが、引き続き、開催条件などの制限に取り組みます。

屋内	5,000人（改正前1,000人）以下、 かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
屋外	5,000人（改正前1,000人）以下、 かつ人と人との距離を十分確保できること（できるだけ2m）。

イ 県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、施設管理者又はイベント主催者は、事前に県に開催要件などを相談することとしました。

ウ 検温の実施等について

入場時などに検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントの参加を控えてもらうようにし、その際の払い戻し措置などを規定しておくこととしました。

(2) 県民の皆様への要請について

ア 発熱等の症状がある場合の外出等の自粛について

発熱等の症状がある場合は、外出を控え、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないことを改めて明記しました。

イ 会食について

これまで家族以外との大人数での会食は控えることとしていましたが、会食時の感染防止の取組が大切であることから、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」など、感染防止策に積極的に取り組む店舗を利用することとしました。

改正前	屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
改正後	屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。また、 <u>家族以外との会食については、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。</u>

ウ 接触確認アプリの活用について

感染の拡大防止のため、接触確認アプリを積極的にインストールすることとしました。

(3) 移動の自粛について【令和2年7月31日まで。8月1日以降は後日改正】

6月19日から移動の自粛を解除していますが、引き続き、他の都道府県へ移動する際には、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしました。

2 適用日

令和2年7月10日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正)

(令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正)

(令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月9日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定(令和2年6月18日一部改正)の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直すこととし、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 本県においては、7月1日に59日ぶりの新規感染者が発生したが、国が基本的対処方針で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した直近1週間の10万人当たりの累積報告数が0.5人以下であること等を満たしている。
- 5月22日の県の専門員会議において、別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」(以下「フェーズ」とする)の「レベル1」の状況を維持しているとの意見をいただいたことから、同日からは、外出の自粛や施設の使用制限等は、基本的に解除した。
- 5月25日には、全国で緊急事態宣言は解除されたが、国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、約3週間ごとに一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。
- 県においては、他地域の感染状況等に鑑み、6月19日から移動の自粛を解除しているが、イベント開催については、7月31日まで、人数上限を更に緩和するものの、引き続き、開催条件等の制限に取り組むこととし、8月1日以降の対処方針については、後日改正するものとする。
- なお、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「フェーズ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。
- さらに、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 移動の自粛について(法第24条第9項)【令和2年7月31日まで】

他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、引き続きリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請(法第24条第9項)

- (1) イベントの開催条件【令和2年7月31日まで】

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること。
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

また、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、スマホの接触確認アプリの活用を図ること。

(2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策が見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。

4 県民に対する要請（法第24条第9項）

- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。また、発熱等の症状がある場合は、外出を控え、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ② これまで全国でクラスターが発生した施設において、3-（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ③ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。また、家族以外との会食については、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。
- ④ 他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑤ 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑥ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑦ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。
- ⑧ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

5 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 3-（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ③ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ④ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑤ 他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。
とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑥ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

別紙

